

「横浜地方裁判所震災略記」について

「横浜地方裁判所震災略記」という冊子をご存じでしょうか。大正12年(1923年)9月1日に発生した関東大震災当時の横浜地方裁判所とその職員の被災の様子を今に伝える貴重な史料として横浜の歴史や震災を研究する人たちの間ではよく知られた冊子です。

昭和10年(1935年)9月1日発行のその冊子は、当時の横浜地方裁判所長長岡熊雄氏(下の写真。横浜地裁所蔵)が編集人となり、横浜地方裁判所を発行所として発行された本文216ページに扉写真14葉を加えた大作です。オリジナルのものは、最高裁判所図書館や神奈川県立公文書館などが所蔵しており、そちらでは現物に触れることができます。不思議なことに横浜地裁にはオリジナルのものは残っておりません。もちろん非売品でしたが古書市場には出回っており、私が見たものは18,900円の値がついておりました。

ネットでも読むことができます。国立国会図書館のオンラインサービス一覧のページから電子図書館のカテゴリに分類された近代デジタルライブラリーを開き、「横浜地方裁判所震災略記」と入力すると、PDFファイルが検索されますので、パソコンの画面で読むことができます。もちろん、PDFファイルとしてダウンロードすることもできます。

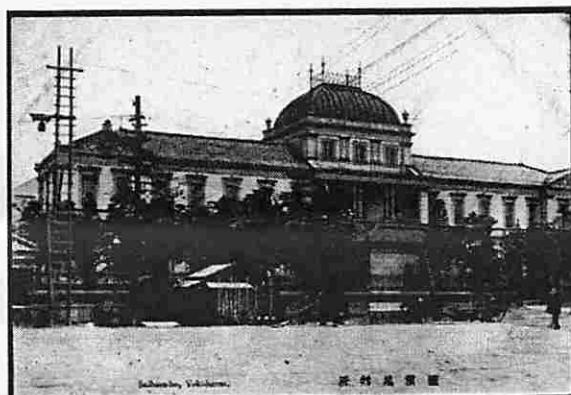
さて、この冊子(以下「略記」と記します。)ですが、その題名のとおり大正12年(1923年)9月1日に起こった関東大震災の被災状況と遭難記をまとめたものです。冒頭の30ページ余りを使って横浜地裁、公証人役場、執達吏役場や供託局の被災状況と震災後の応急措置及び仮事務所や事件処理などの状況報告を記し、残りの部分に「遭難感想録」と題して職員やその遺族、弁護士等被災者の手記を収録しています。

長岡所長は略記の扉の「緒言」において「本冊子は題して横浜地方裁判所震災略記といふも其内容に於ては各個人の手記又は感想録大部分を占むるに至れり依りて書名を変更せんかと考えたるも手記又は感想録も廣義の震災記事なるか故に其儘となせり。読者若し之に依り震災當時の概況を追想せらるゝを得は幸いなり。」と述べていますが、略記の中でも大きなボリュームを



占める数々の手記を読んでいくと、激震と火災に追われ、着の身着のままで逃げまどう人々の被災と避難生活の様子が眼に見えるようです。

ここでは主に冒頭部分の略記の記述を紹介しながら、被災当時の横浜地裁の様子、被災後の応急措置などについて当時の状況を見ていきたいと思います。



関東大震災当時の横浜地裁の庁舎は、横浜市北仲通五丁目11番地（現在の第二合同庁舎が建っている場所です。）に明治23年3月に建てられたレンガ造の建物で、震災の時点ですでに築30年以上が経過し、相当老朽化していました。その年の1月の地震で壁に亀裂が入っていたようで、職員の間でも次に地震が来たらもたないだろうともっぱら噂されていたようです。

大正12年（1923年）9月1日午前11時58分、相模湾を震源とする関東大地震が起きるとレンガ積みの庁舎は瞬く間に倒壊し、当時の横浜地裁所長末永晃庫氏（右の写真）を始め、判検事、書記（現在の書記官）、弁護士のほか司法官試補（現在の司法修習生）、供託局事務官、雇、給仕、新聞記者など94人が死亡し、確認できただけでも15人が重軽傷を負うという大惨事となりました（人数は略記の記述による。異説あり。）。当時の新聞も市内最悪の被災状況と報じています。



この間の状況を「略記」は次のように伝えています。すなわち、「廳舎は瞬時に崩壊し舊時の壯觀は復た影を留めず廳多數の廳員及辯護士、新聞記者、訴訟關係人等は逃くるに暇なく或は深く煉瓦の下に埋没せられ或は梁柱の間に挟まれ淒惨言語に絶した。僥倖にして此の難を免れたる廳員其他の在廳者は力を竭して救助に努めたか、隣家鈴木商會を初め附近の民家數ヶ所から火災起り折柄の風に四隣は忽ち火の海となり廳舎も亦猛火の襲ふところとなり、水道は途絶したので之を防止する策なく烈烈熱風黒煙の中に辛ふして目に止まりたる負傷者を救助して他に避難するの已むを得ざるに至り。廳員の一部は港内碇泊の「パリ一丸」「コレア丸」「ロンドン丸」等に避



難し一部は横濱公園内に避難し又一部は自宅に逃げ歸ったのである。」と…。

庁舎は全壊、末永所長と福鎌検事正代理（当時、検事正は外遊中であったため、代理が任命されていました。）は圧死、そしてその後の火災で全ては灰燼に帰することとなります。供託局の分も含め、計7個あった金庫も内容物が無事だったのは3個だけ。事件記録に至ってはたまたま宅調で判事が自宅に持ち帰っていたものだけが残り、その余は全て焼失してしまいました。

職員は震災当日は火災から逃れるのに精一杯でした。

震災当時、横浜地裁の予審判事だった長岡熊雄氏は幸運にも圧死、焼死を免れたうちの一人でしたが、火災に追われるなか、北仲通五丁目から崩れかけた万国橋を渡って命からがら新港埠頭に逃げ延び、横浜港に停泊中だった大阪商船株式会社の「パリ一丸」という貨物船に救助されています。

救助された同判事は、まずは司法省に横浜の惨状を報告し、援助を得なければならぬと考え、同船の船舶無線による通信を試みてもらいますが不通に終わります。

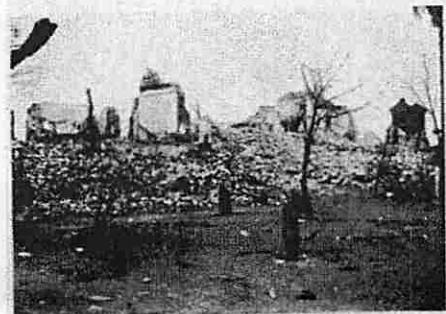
そこで、翌2日の午後、内田検事と岡検事の2人がパリ一丸を降りて、徒步にて神奈川から東京へ向かい、3日の午前中に司法省に到着して状況報告の第一報を入れることになります。

司法省と東京控訴院の対応は迅速でした。実は長岡判事も3日には下船し、裁判所の焼け跡の状況を確認した上で徒步にて東京控訴院に向かい、翌4日、第二報を控訴院に届けるとともに今後の対応について司法省と控訴院の指示を仰ぐこととなります。これと入れ違いに東京控訴院から吉益検事、島村検事、北川書記長及び藤井書記の4名が4日には横浜入りし、その日のうちに最初の仮事務所を桜木町の海員渡航検査所（当時、神奈川県の臨時庁舎として使用されていた建物）の一角に設置しています。

彼らは東京から、筆、墨、紙、タオル等の物資も携行しており、これらは横浜地裁の庁用品として利用され、また、一部は被災した職員に配給されるところとなりました。

また、職員に対しては、翌5日、当時伊勢山にあった官舎の跡地に集合するよう指示が出されます。通信途絶の状況下で、この指示は、裁判所庁舎の焼け跡や官舎の焼け跡などに掲示し、クチコミで伝えられたのですが、この会合の場で職員の安否確認ができていますので、おおかたの職員が集合したのではないかと思われます。高い参集率です。

9月5日のこの会合では、職員の安否確認とともに、救援物資の取扱いや配給手段に関する事、仮事務所の整備に関する事等が話し合われました。焼け跡の遺体の発掘作業



震災の横浜地裁と東方銀行



震災焼失の横浜地裁と東方銀行

や職員用のバーラック住宅の建設についても議題となっていますが、焼け跡はまだ余熱が高くて作業が困難であること、バーラック住宅については当面は如何ともしがたいとして各自で居場所を確保することとされました。

仮事務所の整備については早速動きがあります。翌6日から7日にかけて、横浜刑務所の囚人を使役して刑務所内にあった材料を使って伊勢山の官舎跡にバーラック造の仮庁舎を建て、海員渡航検査所から移転することとなります。これが第二の仮事務所となりました。

略記によると、この時期に「裁判所を訪ぶ者は廳員其他在廳者の安否を訪ぶ者はかりであったから」、仮庁舎の門前に生死不明者の氏名を掲示し、裁判所の焼け跡にはパリ一丸に避難した生存者の氏名を掲示して関係者の便宜を図ったということでした。

所長不在、検事正（代理）も不在とあって、司令塔を欠いたまま組織としての意思決定もままならない状況だったわけですが、9月8日には東京控訴院の立石謙輔部長が横浜地方裁判所長に、同じく吉益俊次検事が横浜地方裁判所検事正にそれぞれ発令されるところとなり、両名とも翌9日に着任されました。これで指揮命令系統が明確になり、組織的な対応が可能になったものと思われます。

この間にも救援物資の寄贈や横浜市からの救援物資の配給等が相次ぎ、伊勢山の仮事務所が手狭になったことから、市内青木町上臺（現在の神奈川区台町の辺りではないかと思われます。）に数件の民家を借りて仮事務所をそちらに移転し、伊勢山のバーラックは専ら救援物資の保管と配給、炊き出しなどに充てられることとなります。この伊勢山の官舎跡における炊き出しは10月10日に全廃されるまで約1ヶ月にわたって続きました。この青木町の事務所が第三の仮事務所となり、ここで、横浜公園内に仮庁舎が竣工するまでの3ヶ月余りを過ごすこととなります。



横浜市方略みげ前に震災発生十日後

青木町の仮事務所（左の写真は数カ所に分散したうちのひとつ）の所在は、震災直後から横浜市が発行する情報誌「横濱日報」を始め、現在の神奈川新聞の前身である横浜貿易新報等の新聞各紙に掲載するほか、市内各所に掲示する方法で市民に周知されました。

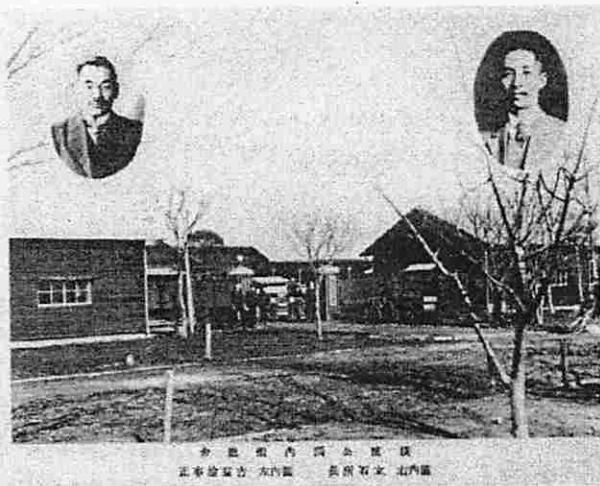
その後の事件処理の状況について、略記によれば、9月16日以降当分の間、刑事事件、民事事件の受付、証拠保全事件、その他緊急を要する事件のみを受理することとしたほか、「同月二十日から市内鶴屋町の横濱區裁判所神奈川出張所の一部を臨時法廷に使用し十一月からは鶴屋町關東製鐵株式會社事務所を借受け豫審及び檢事調所とした。此の製鐵事務所を借受けるまで檢事の多くは神奈川懸廳警察部又は市内各警察署に出張して取調を爲し又青木町上臺の空地に天幕を張って取調をしたこともある。斯くて十二月二十三日新築假廳舎に移るまでは不便を忍ひながら執務を繼續して居たのである。」と述べ、当時の困難の中でもなんとか業務を継続しようと懸命の努力が

続けられていたことがわかります。

いずれにしても被災からしばらくの間については、裁判所の施設も事件処理に十分対応できるような状況になく、市民もそれぞれ住処と食料を求めて奔走し、訴訟など起こす余裕もありませんでした。そこで横浜地裁としては急を要する事件以外の事件の処理を中止することとし、9月18日付けをもって「横浜地方區裁判所は大正十二年十一月二十日まで民事事件の開廷を爲さず（後に11月30日まで延長される。：筆者註）且兩裁判所に繫屬せる民事事件に付ては同月同日まで中斷の事由あるものとす。」との広告を仮庁舎及び旧庁舎の焼け跡に掲示し、弁護士会に通知するとともに横浜市日報、横浜貿易新報、横浜毎朝新報にこれを掲載して市民への周知を図りました。

これと同時に、内規を定め、「大正十二年十二月三十一日までは缺席判決休止並に原状回復の申立に付適當なる斟酌を加ふるべき」ことを申合せています。

ところが、10月に入ると借地借家に関する争議が頻発するようになり、横浜市日報に



借地借家に関する争いは裁判所の調停で解決を！といった広告が出たことも手伝って、調停事件の申し立てが急増し、伊勢山官舎跡のバラックまで臨時の和解室、調停室として利用するなどして事件処理に追われています。和解室、調停室の不足が解消するのは年末になって横浜公園内に本格的な仮庁舎（左の写真。右囲みは立石所長。左囲みは吉益検事正。）が完成するのを待たなければなりませんでした。

予審事件のうち、震災時に継続中の事件で記録の滅失したものはいずれも免訴の決定がされました。そのうち再起訴されたのは1件だけでした。震災後の予審事件は、いわゆる朝鮮人に関する流言、蜚語にからむ自警団による殺人事件やいわゆる震災救護団による略奪、強盗事件で計4件の起訴を見ています。

刑事公判事件については、震災時に公判継続中であったもののうち、事件記録の滅失したものは全て公訴不受理又は公訴棄却とされました。そのうち再起訴のあったものはわずかに2、3件でした。震災後、区裁判所に起訴された事件は、そのほとんどが震災時の混乱に乗じた強盗事件でした。

事件記録については10月10日の司法省告示第34号により訴訟当事者に対して、裁判所に提出した書類の写しを12月25日までに裁判所に改めて提出するように求めた旨の記述がありますが、最終的にどの程度の記録が再生されたかについては略記の記述では詳らかにされておりません。

さて、最後に旧庁舎焼け跡の死体の発掘作業ですが、9月10日に立石所長と吉益検事正が横浜刑務所に椎名所長を訪ね、鳩首協議した結果、囚人の使役についてその承諾が得られたことから、長岡判事を委員長とする発掘委員会を立ち上げ、9月14日から10日間の予定で作業に当たっています。結局、最後まで見つからなかったのは末永元所長の遺骨と遺品でしたが、これが見つかるのを待って、発掘作業は9月29日に終了しました。

長岡判事は人が嫌がる作業に囚人を従事させるにあたって、上手にその心をつかんでいます。今では考えられないことです。慰労の措置として「上戸黨には興奮飲料、下戸黨には餅菓子類を給与すること」とし、横濱には之を買うべき店がないので囚人二人を選び之に金十圓を渡し川崎町迄徒歩にて買出にやりました。」と述べています。「興奮飲料」とは酒を意味するものと思われます。長岡判事は腹の据わった型破りな人物だったようです。

ところで、発掘作業の方は予定の10日間を過ぎても末永元所長の遺骨が発見されないことから、長岡判事はとうとう大きな篩いを持ち出して所長室があつたあたりの灰を篩いにかけさせるという手に出たのですが、この件について、長岡判事はその手記の中で、「而して私が其灰篩を思ひ立ったのは所長の靈が左様にさせたのではないかと思はれます。斯くて所長は白骨となつても最後まで裁判所を去らなかつたのです」と述べています。

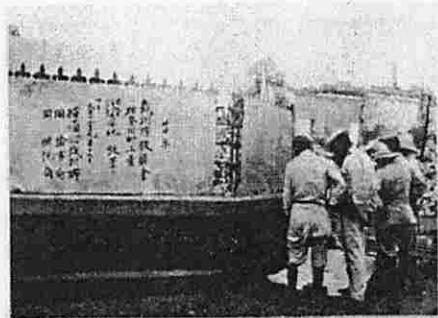
発掘委員長としての責任を全うしたことについて感慨深いものがあったのではないかでしょうか。



長岡判事・立石所長・吉益検事正・椎名所長・久保・大庭・小林・大庭・小林・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭



大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭・大庭



元閣の牆壁に名氏の姓押されたる所

このように、長岡判事は震災直後の救助活動から仮庁舎の建設、そして遺体の発掘に至るまで、自ら委員長として先頭に立って職員を引っ張っていかれました。

その後、長岡判事は立石所長の命を受けて震災時の被災状況等の記録化に着手されますが、そのうち途半ばにして人事異動で横浜地裁を後にされます。その後の経歴は手元の資料では明らかではありませんが、震災から12年後、ちょうど十三回忌の年に当たる昭和10年（1935年）に再び横浜地裁に、今度は所長として赴任してこられるのです。

横浜地裁に戻られたときの立場といい、戻られた時期といい不思議な巡り合わせという

ほかありません。

この年、長岡氏は、横浜地裁所長として慰靈碑（右下の写真。この写真は現在のものです。）の建立を発議されるわけですが、略記に寄せられた弁護士の方々の手記を読むと、同氏だからできたことではないかと思わせる記述が散見されます。同氏は多くの弁護士からも信頼されていたようでした。

例えば安齋弁護士は、「長岡判事が横濱地方裁判所々長として赴任された。長岡判事は最う三四ヶ月で停年になるとあって謙讓されるてゐるが、私は眞に良い新所長を迎へたことを、心から喜ぶものである。」と書き始めて「長岡判事が今日横濱地方裁判所々長として、所長室に納まるも、大震災記念碑の建設を計画されるのも、長岡判事なるが故に極めて有意義たることを信ずると共に、長岡新所長を迎えたことを心から喜ぶものである。」と結んでおられます。また、震災当時の弁護士会長だった室伏弁護士も、長岡氏が最後まで諦めずに末永元所長の遺骨を発掘しようと熱心に作業を継続される姿を見て「何分當時の状態として我々は實は其發見は到底困難なりと疑ひつゝ長岡委員長の熱心に勵まされて最後迄從事した位であった。實に長岡所長の職務に忠實にして其責任を重んずることに敬服した。」と述べられております。

そして、慰靈碑の建立とともに被災状況の記録化にも同時に取り組まれ、「横濱地方裁判所震災略記」の発行にこぎ着けられたのでした。

今年は関東大震災から90周年の節目の年に当たります。この節目の年に横浜地裁の被災状況がどのようなものだったのか、また、我々の諸先輩が震災に際してどのように行動したのかといった観点からこの略記を紐解いてみると、意外に現代にも参考にすべき点が見つかるかも知れません。

震災で尊い命を落とされた方々のご冥福を改めてお祈り申し上げるとともに、長岡熊雄氏を始め、諸先輩の当時のご勞苦を慰め、改めて敬意を表したいと思います。

